

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月21日

一般社団法人 日本バイアスロン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://biathlon.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「組織運営に関する中長期基本計画」に該当する計画については昨年度より「COOL JAPAN BIATHLON 2021>>> 2030」のとおり図示・可視化しているところであるが、今年度中に現状を踏まえてブラッシュアップしたものを文章化し、理事会決議を経て2023年4月1日までに連盟公式ホームページ等により公表を行う。	COOL JAPAN BIATHLON 2021>>> 2030 組織運営に関する中長期基本計画（2022年度中に文章化）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	前項「組織運営に関する中長期基本計画」の中に、人材の採用と育成等に関する計画も盛り込んで策定する。 なお、事務局配置人員は昨年度から常勤換算数で1名増員された（2022年度現在：常勤換算約2.5名）ものの、年々増大する業務量とのバランス及び次年度以降の人事動向（転出する可能性が高い職員がいる等）を勘案すると十分な人員が充足されているとは言い難い状況があることから、2022年度中に事務局が所管するすべての業務について洗い出しを行い、それらの処理に要する時間を積算することをおして必要な人員配置数の算出・人材採用に向けた検討を行う。	組織運営に関する中長期基本計画（2022年度中に文章化）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2023年3月までに「組織運営に関する中長期基本計画」に対応する「財務健全化確保に資する収支計画（計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間）」を役職員から広く意見を募って策定する。 また、当該計画を連盟公式ホームページ等において公表する。	組織運営に関する中長期基本計画（2022年度中に文章化） 財務健全化確保に資する収支計画（2022年度中に策定）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2022年度に新たに女性理事を1名選任したことにより、女性理事の割合は約16%となった。今後も当面の目標である20%以上の選任を数値目標として設定し、適任の人材を検討・役員候補者選考委員会への推薦等を行っていく。	定款 役員選任に関する規程 理事会運営規則 令和4年4月（2022年） 役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は社団法人であり、評議員が存在しないため該当しない。	定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置するとともに、当該委員会規則第4条4項において、アスリート委員会の委員長と副委員長の構成を男女各1名と定めることにより性別のバランスにも配慮している。 また、今後アスリート委員会からの意見を組織運営に反映できるよう、理事会に上程できるシステムづくりを検討する。	アスリート委員会運営規則 アスリート委員会名簿 アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2022年度現在定款に合致した人数で理事会を運営できており、2021年度は定例理事会を3回（6月・10月・翌4月）実施した。 理事の人数は昨年度まで定款で定められた最小限の人数（5名）であり、急な体調不良等で欠員が生じるような場合に備える必要がある状況であったが、このたび役員改選時に女性理事1名の増員を達成し、懸念を解消することができた。しかしながら、当該最小限の理事数が適切であるか否かについては検討が必要と考えられることから、今後も必要な検討を行う。	定款 役員名簿 役員選任に関する規程
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「役員選任に関する規程」において、役員の就任年度開始時70歳未満とする条項が設けられており、同年齢設定の可否、外部理事について年齢制限の対象に含めるかどうかとも検討の必要がある旨2021年度自己説明を行っていた。その検討の結果、限られた有能な人材の有効な配置を目指す観点等から役員の就任年度開始時の年齢を75歳に引き上げることとなり、役員選任に係る規程に当該内容に盛り込むこととした。	役員名簿 役員選任に係る規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	「役員選任に関する規程」において、役員の資格については就任時年齢のみ規定が設けられているため、在任期間についても2022年3月までに規定を整備し当該規程に盛り込む旨2021年度自己説明を行っていた。2022年度に検討を行った結果、在任期間について連続で10年を超えない旨を定めるとともに、IFで役職に就いている者等についてはその規定から除外する等を明文化した。	役員名簿 役員選任に係る規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2020年度以降役員候補者選考委員会は未開催であったが、2022年度の役員改選期に当たり役員候補選考委員の人選を行った（過半数以上を外部有識者で構成）。その結果、新たに女性理事1名を選任することができた。	役員名簿 役員候補選考委員会運営規則 役員候補者選考委員会議事録 役員選任に関する規程
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程（第2条～第4条）によりコンプライアンス遵守の心構え並びに具体的な遵守事項及び禁止事項を定めて列挙している。 また、違反者に対する措置や罰則についても当該規程及び就業規則（第34条～第37条）にて規定している。 今後も引き続きコンプライアンス遵守に努めていく。	倫理規程 就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	組織運営に必要な規程類を整備し、公式ホームページにおいて公開を行っている。	各種規程・規則類
13	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当連盟公式ホームページに公開しているとおり、組織運営に必要な規程・規則等を整備している。今後必要に応じ、引き続き見直しを行っている。	各種規程・規則類
14	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	常勤役員の報酬については、定款（第30条）により報酬等の支給の基準に基づき算定した額を支給することが可能とされており、当該基準については代議員会決議事項であることが明文化されている。 また、職員については就業規則を定め、適用している。	定款 就業規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	当連盟の資産については定款第38条にて基本財産を明示している。 また、会計規程第6条により財産目録、財務諸表及び会計帳簿等の保存と処分について明記され、同規程の第5条・第7条でそれぞれ経理責任者と運用について定めているところである。 さらに、寄付受入に関する規程で寄付金の適切な取扱手続きを定めるとともに、監査規程を設けて財務に係る不正・不法な行為を発見した場合は理事会及び代議員会に報告する旨を定めている。 なお、当連盟は今後公益法人への移行を検討中であり、移行後は公益法人会計基準に則った適切な会計処理が可能を実施しうる体制を整備する。	定款 寄付金等取扱規則 監査規程 会計規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現状において特に該当する規程は整備していないが、今後財政的基盤を整えるために実施が想定される各種収益事業に係る規程等（例：スポンサーに関する規程、肖像権に関する規程等）について2022年度中に整備に着手する。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考については選手選考委員会の任務として同委員会運営規則において定められているところである。 なお、選手の権利保護のため、当該規則の中に肖像権保護に係る条文を盛り込むことを趣旨として2022年度中に必要な改定を実施する。	選手選考委員会運営規則
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考に関する規程は明文で整備されていないため「バイアスロン審判員制度（仮称）」の作成に2021年度から着手することとし、そのファーストステップとして日本スポーツ協会公認バイアスロンコーチ養成講習会を実施した。2023年4月の制度運用を目的に準備を進めていく。 なお、当該制度の作成に当たっては、2030年札幌冬季オリンピックの開催可能性を見据え、中長期的には海外派遣等を通じた国際審判員の育成及びIBU（国際バイアスロン連合）等国际組織の委員として活躍し得る人材の育成を念頭に置く。 さらに「組織運営に関する中長期基本計画」及び指導者育成等他事業とも包括的に連動させながら、立体的な展開が可能な審判員育成制度となるよう議論と検討を重ねていく。	バイアスロン審判員制度（仮称）
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	組織運営に係る法務・税務の専門的な案件については、顧問弁護士及び顧問税理士と日ごろから意思疎通を図ることを通じ適切な相談体制を構築できている。	顧問弁護士名簿 顧問税理士名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	広報・マーケティング・ガバナンス委員会運営規則に基づき、広報・マーケティング・ガバナンス委員会を設置している。 なお、2022年度の当該委員会は10月14日に実施した。	広報・マーケティング・ガバナンス委員会運営規則 広報・マーケティング・ガバナンス委員会委員会委員名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	広報・マーケティング・ガバナンス委員会の委員として弁護士等を配置している。	広報・マーケティング・ガバナンス委員会委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2022年10月14日に顧問弁護士を講師としてガバナンスコンプライアンスに係るテーマでNF役職員向けのコンプライアンス教育を実施した。	コンプライアンス教育で配布した資料（2022年10月14日実施）
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2022年5月にJOCインテグリティ教育として選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施した。 なお、2023年度については選手及び指導者等チームメンバーが一堂に会する機会を活用して当連盟顧問弁護士による選手及び指導者向けコンプライアンス教育を実施する方向で計画を進めている。	コンプライアンス教育で配布した資料（2022年5月実施）
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	今年度中の策定を予定している「バイアスロン審判員制度」の中で審判員向けのコンプライアンス教育に係る内容等を検討する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	顧問弁護士及び顧問税理士から定時的に法務・税務・会計に関する専門的なサポートを受けており、体制構築ができています。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理規程等必要な規程等を整備し、顧問税理士による定時的な確認や助言を得ながら適正な財務・経理処理を実施している。 今後は専門的な知識や技術を有する担当者養成に係る取組の強化も進め、一層実効性の高い財務・会計処理体制の構築を図っていく。	会計処理規程 決裁フローチャート
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	JOC選手強化NF事業及びJSCスポーツ振興くじ助成事業等、各補助金の事業実施要項・要領、交付規程、手引き並びに各種関係法令やガイドライン等を遵守している。	会計処理規則
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	各年度の財務諸表や事業計画書、役員名簿等の情報について、当連盟公式ホームページで公表するとともに当連盟事務所に備え付け、要請に応じ閲覧に供する。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考運営委員会規則、競技銃所持推薦資格認定規程、代表選手行動規範等選手に直接関係する規程等についてはこれまでも主体的に公表を行ってきた。 2022年度については、選手選考基準及び選考結果に関しても当連盟ホームページ上での公表を行うとともに、当連盟事務所に備え付けて閲覧に供している。	選手選考運営委員会規則 競技銃所持推薦資格認定規程 代表選手行動規範 選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「ガバナンスコード遵守状況の自己説明（2022年度）」を当連盟公式ホームページ上で公表する。 なお、今年度以降ガバナンスコードの遵守状況は原則年1回更新し、都度ホームページにて公表を行う。	ガバナンスコード遵守状況の自己説明（2022年度）
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	顧問弁護士による支援及び助言を受けながら「利益相反ポリシー」を作成し、2022年4月より運用を開始している。	利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上記31のとおり「利益相反ポリシー」を作成し、2022年4月より運用を開始している。	利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度については「公益通報者保護規程」により定められているところであるが、具体的な通報先（文書郵送の宛先及びメールアドレス）の記載がなかったため、これを条文中に記載する改定を実施する。	公益通報者保護規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	弁護士その他の有識者の関与により、効果的かつ実効性の高い通報制度を構築する。	公益通報者保護規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度は「倫理規定別紙」の「処分基準」により定められており、当連盟ホームページ上での公開及び当連盟事務所に備え付ける等の方法により周知済みである。	処分基準（倫理規定別紙）
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲戒制度に関する現行の規定の中では、処分内容について理事会決定事項と規定されているが、中立性及び専門性担保のためこの決定を行う機関を第三者で構成される調査委員会に改める必要がある。したがって、2021年度中に当該調査委員会の設置を行い、その旨を倫理規定に盛り込む（調査委員会のメンバーは弁護士を中心に人選中である）。	倫理規定 処分基準（倫理規定別紙）
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	顧問弁護士による支援を受けながら「紛争解決に関する規程」を定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう当該規程中に自動応諾条項を設けた。	紛争解決に関する規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	上記「紛争解決に関する規程」をホームページに公開及び当連盟事務所に備え付けて閲覧に供する等の方法により広く選手・指導者等に周知した。	紛争解決に関する規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	顧問弁護士による支援を受けながら、災害及び不祥事への適切な対応に資する危機管理マニュアルを策定した。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当連盟での該当事案はない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当連盟での該当事案はない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「ミッション・クルーズ」として東北地方及び中国地方等のPFを役員が訪れ、今後の中央組織と地方組織の関係強化や意思疎通の促進、事業展開における協働等について意見交換を実施した。 その活動を通して、地方組織に対するガバナンスの確保及びコンプライアンス強化等に係る助言や提案等を実施した。	NF/PF組織図 加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	上記42の取組を行う中で、顧問弁護士作成の資料（役員向けコンプライアンス教育資料）を配布する等により地方組織がコンプライアンスについて見識を深められる機会を提供した。	NF/PF組織図 加盟団体規程 コンプライアンス教育で配布した資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
--------------	----	------	------	------